

議案第4号 組織体制の見直しにかかる関係規則の一部改正について

改正理由

2015年7月の理事会において組織再編の方針を決定しましたので、これに基づき2017年度からの施行を目指して関係規則の改正を提案するものです。

(再掲)

1. これからの本会の目指すべき方向性（3年間）

「道民に寄り添う実践力の高い社会福祉士の育成と社会的認知拡大を目指す」

2. 組織再編に関する基本的な考え方

組織再編にあたっての基本的な考え方としては、次の4つです。

① 意思決定の迅速化

理事会の回数の制限がある中で、より迅速に事業を展開していくためには、意思決定の迅速化を図る必要があるとともに、類似する事業内容の統合と整理が必要である。

② 地区支部を中心とした事業運営(又はソーシャルワーク実践の支援)

全道レベル実施すべき事業と各地区支部で実施する事業の区別をした上で、地区支部を中心に活動できる組織体制の整備が不可欠であり、会員との距離がより近い地区支部単位で事業運営を行う。

③ 事業の選択と集中による予算の確保(スクラップ&ビルド)

現状として、事業量も多く、さらにあらたなことに取り組む余裕もない。しかし、変化する社会情勢において、本会として取り組むべき事業もある。また、過去の調査等においても、高齢者福祉を中心とした研修会の開催により、会員からの不満が少なからず存在する。

④ より活動しやすい委員会体制の強化と地区支部長の権限の明確化(強化)

本会の事業運営の活発化に向けては、各委員会が中心となる。理事会ではなく、委員会が中心となって活動できる／しやすい体制の整備が必要である。事業運営にあたっては、本会におけるパイプ役となる地区支部長の権限を明確にすることによって、さらに活動しやすい体制につながるものを期待できる。

⑤ 独自の活動展開するための財務体質の健全化

本会が独自の活動を展開するためには、上記の創意工夫に加えて、財務体質を健全化させることが不可欠であり、助成金に依存し過ぎない自主財源を確保していく必要がある。

3. 関連する規則

① 公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則

② 公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則

③ 公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則

公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則新旧対照表

新	旧	
<p>公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第5号 2013年4月1日制定 2016年6月11日一部改正</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第35条第1項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>(支部活動の趣旨) 第2条 支部は、<u>第5条に定める</u>区域を単位として本会会員の<u>相互交流及び研鑽等を図る</u>ことにより、身近な地域で活動できる場を作り、その支部の実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。</p> <p>(運営) 第3条 支部における事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。 2 <u>支部独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあつては、その運営に協力するものとする。</u> <u>3 地区支部は、理事会の監督に基づいて運営する。</u> <u>4 地区支部の運営にあつては、理事会は少なくとも年に一度、支部長と意見交換を行う機会を設ける。</u></p> <p>(支部の設置要件) 第4条 支部の設置要件は、おおむね人口30万人以上の規模</p>	<p>公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第5号 2013年4月1日制定</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第35条第1項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>(支部活動の趣旨) 第2条 支部は、<u>その</u>区域を単位として本会会員の<u>組織化と相互交流・研鑽をすすめる</u>ことにより、身近な地域で活動できる場を作り、その支部の実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。</p> <p>(事業) 第3条 支部における事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。 2 <u>支部独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあつては、その運営に協力するものとする。</u></p> <p>(支部の設置要件) 第4条 支部の設置要件は、おおむね人口30万人以上の規模</p>	

<p>の生活圏域を単位とする。 (支部区分) 第5条 支部は、次の7支部とし、その区域構成は別表のとおりとする。 (1) 道央地区支部 (2) 道南地区支部 (3) 道北地区支部 (4) オホーツク地区支部 (5) 日胆地区支部 (6) 十勝地区支部 (7) 釧根地区支部</p> <p>(支部会員) 第6条 支部は、区域内に住所を有する本会会員をもって組織する。 _____ 2. <u>支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。</u></p> <p>(支部役員) 第7条 支部には次の役員を置く。 (1) 支部長 1人 (2) 副支部長 1人以上4人以内 (3) 事務局長 1人 (4) 会計 1人 (5) 幹事 3人以上20人以内 (6) 監事 2人以内 2. <u>支部長、副支部長、事務局長及び会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</u> 3. <u>支部長は、支部会員の中から選出し、本会総会に報告するものとする。</u> 4. <u>幹事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告す</u></p>	<p>の生活圏域を単位とする。 (支部区分) 第5条 支部は、次の7支部とし、その区域構成は別表のとおりとする。 (1) 道央地区支部 (2) 道南地区支部 (3) 道北地区支部 (4) オホーツク地区支部 (5) 日胆地区支部 (6) 十勝地区支部 (7) 釧根地区支部</p> <p>(支部会員) 第6条 支部は、区域内に住所を有する本会会員をもって組織する。<u>ただし、届出により勤務地に所属を変更することができる。</u> 2. <u>支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。</u> 3. <u>道外在住会員については、勤務地の支部(「支部」ではなく、「都道府県社会福祉士会」)に所属する。</u></p> <p>(支部役員) 第7条 支部には次の役員を置く。 (1) 支部長 1人 (2) 副支部長 1人以上4人以内 (3) 事務局長 1人 (4) 会計 1人 (5) 幹事 3人以上20人以内 (6) 監事 2人以内 2. <u>支部長、副支部長、事務局長、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</u> 3. <u>支部長は、支部会員の中から選出し、本会総会に報告する。</u> 4. <u>幹事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告す</u></p>	
--	--	--

<p>るものとする。</p> <p>5 <u>副支部長及び事務局長は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。</u></p> <p>6 <u>監事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第8条 支部長は支部を代表し、<u>次の職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 幹事に対する指示及び連絡に関すること</u></p> <p><u>(2) 支部が行う事業の調整、企画及び管理に関すること</u></p> <p><u>(3) 関係官庁等との連絡及び協議に関すること</u></p> <p><u>(4) 本会委員等の推薦又は講師派遣に関すること</u></p> <p><u>(5) その他本会理事会又は当該支部役員会において、別に定めること</u></p> <p>2 <u>副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。</u></p> <p>3 <u>事務局長は、支部の事務を統括する。</u></p> <p>4 <u>幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。</u></p> <p>5 <u>会計は、支部会計を適正に執行するものとする。</u></p> <p>6 <u>監事は、支部<u>事業</u>を監査する。</u></p> <p>_____</p> <p>(任期)</p> <p>第9条 支部役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 支部の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支部全体会 <u>(以下「全体会」という。)</u></p> <p>(2) 支部役員会 <u>(以下「役員会」という。)</u></p> <p>2 <u>_____全体会は、支部会員を<u>も</u>って構成し、毎年1回開催とする。</u></p> <p>3 <u>役員会は、支部役員をもって構成し、支部長が必要と認めるときに開催する。</u></p>	<p>るものとする。</p> <p>5 <u>副支部長及び事務局長は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。</u></p> <p>6 <u>監事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第8条 支部長は支部を代表し、<u>支部の事業・運営を統括する。</u></p> <p>2 <u>副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。</u></p> <p>3 <u>事務局長は、支部の事務を統括する。</u></p> <p>4 <u>幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。</u></p> <p>5 <u>会計は、支部会計を適正に執行するものとする。</u></p> <p>6 <u>監事は、支部<u>会計</u>を監査する。<u>(連結会計移行時の議論の末、支部監事は、会計監査できないと説明があり、支部規則を改正した)</u></u></p> <p>(任期)</p> <p>第9条 支部役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 支部の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支部全体会 <u>(支部総会)</u></p> <p>(2) 支部役員会</p> <p>2 <u>支部全体会は、支部会員を<u>持</u>って構成し、毎年1回開催とする。</u></p> <p>3 <u>役員会は、支部役員をもって構成し、支部長が必要と認めるときに開催する。</u></p>	
---	---	--

<p>(付議)</p> <p>第11条 <u> </u>全体会は、次の各号に定める事項を審議する。</p> <p><u>(1) 支部役員を選出に関する事項</u></p> <p><u>(2) 理事会にて全体会に付議すべきことを決議した事項</u></p> <p><u>(3) その他支部の運営等に係る重要事項</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、支部の運営に関する意見交換や交流の機会として、次に掲げる事項を報告する。</u></p> <p><u>(1) 事業計画及び予算に関する事項</u></p> <p><u>(2) 事業報告及び決算に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他役員が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 役員会は、次の各号に定める事項を審議する。ただし、本会定款第32条第2項の規定に準拠し、役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 事業計画及び予算に関する事項</u></p> <p><u>(2) 事業報告及び決算に関する事項</u></p> <p><u>(3) 第1項第2号に関する事項</u></p> <p><u>(4) 本会理事会、委員会及び部会にて役員会に付議すべきことを決議した事項</u></p> <p><u>(5) その他必要な事項</u></p> <p><u>3 支部の全体会において決議した事項は、本会理事会に報告する。</u></p> <p><u>4 本会の役員は、支部の会議に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(会計)</p> <p>第12条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金等によってまかなう。</p> <p>2 <u>支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事会に提出し、理事会でその承認を得るものとする。</u></p> <p>3 <u>支部の事業報告及び決算案は、その内容を本会理事会に提出し、理事会でその承認を得るとともに総会において審議するものとする。</u></p>	<p>(付議)</p> <p>第11条 <u>支部</u>全体会は、次の各号に定める事項を審議する。</p> <p><u>(1) 事業計画及び予算</u></p> <p><u>(2) 事業報告及び決算報告</u></p> <p><u>(3) 支部役員を選出</u></p> <p><u>(4) その他支部の重要事項</u></p> <p>2. <u>役員会は、事業計画及び予算の立案、事業の実施計画の作成、管理を行う。</u></p> <p>(会計)</p> <p>第12条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金などによってまかなう。</p> <p>2. <u>支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事に提出し、理事会でその承認を得るものとする。</u></p> <p>3. <u>支部独自に支部会費を徴収することはできない。</u></p>	
--	---	--

4 支部独自に支部会費を徴収することはできない。

(支部活動費)

第13条 本会は、支部活動費を理事会が別に定める算出基準に基づき組織活動事業費の予算の範囲内で支部に交付するものとする。

2 支部は、支部活動費の交付の後、前項に規定する算出基準とした事業を実施できなかった場合は、その全額を当該年度中に本会に返還する。

3 当該年度に交付された支部活動費の次年度への繰越しの上限を当該年度に交付された額の1割以内とし、これを超える額は、翌年度の支部活動費から控除する。

(改廃)

第14条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

1 この規則は、2017年4月1日から施行し、第13条第3項の改正後の規定は、2017年度会計から適用する。

2 2016年度末時点の各支部の一般正味財産期末残高は、その用途を明らかにし、所定の手続きを経て3カ年度を上限として執行することができる。ただし、これにより難しいときは一般正味財産期末残高の一部又は全部を本会に戻入するものとする。

別表 略

(支部活動費)

第13条 支部活動費は、共通基本額のほか事業規模、会員数等を勘案した支部活動費助成金によって構成され、組織活動事業費の予算の範囲内で支部に交付するものとする。

2 支部活動費の申請にあたっては、年度当初の5月中に支部活動費決定通知書を地区支部宛送付するものとする。

3 支部活動費の精算報告にあたっては、毎年4月末までに支部活動費報告書を本会宛提出するものとする。

4 支部活動費決定通知書及び支部活動費報告書の様式は、別途理事会において定める。

(改 廃)

第14条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、本会設立の日から施行する。

別表 略

公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則新旧対照表

新	旧	
<p>公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則 規則第6号 2013年4月1日制定 2016年6月11日一部改正</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第4条に規定する本会の事業を円滑に実施するため、必要な組織<u>及び</u>職制を定めることを目的とする。 (正副会長会議) 第2条 会務を系統的に執行する機関として、正副会長会議を置く。 2 <u>正副会長会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、顧問、相談役とする。</u> <u>3 必要に応じて、会長が指定する者の出席を求めることができる。</u> <u>4 正副会長会議は、次のことを統括する。</u> (1) <u>本会の事業推進に関すること。</u> (2) <u>事務局の運営に関すること。</u> (3) <u>本会委員会</u> <u>の設置及び運営規則</u>に定められた委員会 <u>の運営に関すること。</u> (4) <u>その他事業運営に必要な事項に関すること。</u> 4 <u>正副会長会議は会長が招集し、少なくとも2か月に一回は開催しなければならない。</u> (事務局) 第3条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款第47条に規定する事務局がこれにあた</p>	<p>公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則 規則第6号 2013年4月1日制定</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第4条に規定する本会の事業を円滑に実施するため、必要な組織・職制を定めることを目的とする。 (正副会長会議) 第2条 会務を系統的に執行する機関として、正副会長会議を置く。 2 <u>正副会長会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、顧問、相談役とする。</u> 3 <u>正副会長会議は、次のことを統括する。</u> (1) <u>理事会決定を受けた</u>本会の事業推進に関すること (2) <u>事務局の運営に関すること</u> (3) <u>本会委員会・事業部会</u>の設置及び運営規程に定められた委員会・<u>事業部会</u>の運営に関すること (4) <u>その他事業運営に必要な事項に関すること</u> 4 <u>正副会長会議は会長が招集し、少なくとも2か月に一回は開催しなければならない。</u> (事務局) 第3条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款第47条に規定する事務局がこれにあた</p>	

<p>る。</p> <p>2 <u>事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。</u> (倫理委員会)</p> <p>第4条 会員の行動規範、懲罰、倫理、苦情対応 <u>及び</u>不服申し立て等に関することを審議する機関として、倫理委員会を置く。</p> <p>2 <u>倫理委員会の運営に関する事項は別に定める。</u> (委員会及び事業部会)</p> <p>第5条 本会の事業を円滑に実施するため、<u>委員会又は事業部会</u>を設ける。</p> <p><u>2 委員会及び事業部会の設置及び運営に関する事項は別に定める。</u> (地区支部)</p> <p>第6条 本会は定款第35条の規定に基づき、支部(以下「地区支部」という。)を組織することとする。</p> <p><u>2 地区支部の運営に関する事項は別に定める。</u></p>	<p>る。</p> <p>2 <u>事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。</u> (倫理委員会)</p> <p>第4条 会員の行動規範、懲罰、倫理、苦情対応、<u>不服申し立て等に関することを審議する機関として、倫理委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>倫理委員会の運営に関する事項は別に定める。</u> (委員会及び事業部会)</p> <p>第5条 本会の事業を円滑に実施するため、定款第4条に基づき、事業内容ごとに委員会及び事業部会を設ける。</p> <p><u>2. 前項に規定する委員会及び事業部会の業務運営監督者は、第2条第3項第4号により、正副会長会議の構成員の一人とする。</u></p> <p><u>3. 第1項に規定する委員会及び事業部会の業務運営責任者は、原則として理事とする。</u></p> <p><u>4. 前項の人事は、理事会において協議し決定する。</u></p> <p><u>5. 運営監督者及び運営責任者の任期は、定款第25条を準用する。</u></p> <p><u>6. 委員会及び事業部会の設置及び運営に関する事項は別に定める。</u> (地区支部)</p> <p>第6条 本会は定款第35条の規定に基づき、支部(以下「地区支部」という。)を組織することとする。</p> <p><u>2. 地区支部は、理事会の監督に基づいて運営する。</u></p> <p><u>3. 地区支部の運営にあたっては、少なくとも年に一度、地区支部長・事務局長会議を開催し、意見交換を行うこととする。</u></p> <p><u>4. その他、地区支部の運営に関する事項は別に定める。</u> (<u>日本社会福祉士会との連携</u>)</p> <p>第7条 本会は、<u>社団法人日本社会福祉士会に業務を委託することができる。</u></p>	
---	--	--

<p>(組織図)</p> <p>第<u>7</u>条 本会の組織図は別表のとおりとする。 (改廃)</p> <p>第<u>8</u>条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 本規則は、本会設立の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、2017年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(日本社会福祉士会の代議員)</u></p> <p>第<u>8</u>条 <u>社団法人日本社会福祉士会定款第15条に規定する代議員は、本会総会の議決を経て、北海道支部定数を選出する。</u></p> <p><u>2. 代議員の選出方法等に関する事項は、社団法人日本社会福祉士会代議員選出規則及び本会代議員選出規則による。</u></p> <p><u>3. 代議員は、社団法人日本社会福祉士会役員を選任に協力する他、社団法人日本社会福祉士会の総会に出席し社団法人日本社会福祉士会総会委任事項等を審議する。</u></p> <p><u>(日本社会福祉士会の理事)</u></p> <p>第<u>9</u>条 <u>社団法人日本社会福祉士会定款第16条に規定する理事は、社団法人日本社会福祉士会役員選出規則第6条第2項により、理事会で選任し、総会で報告する。</u></p> <p><u>2. 理事は、社団法人日本社会福祉士会定款第18条に規定する業務を執行する。</u></p> <p>(組織図)</p> <p>第<u>10</u>条 本会の組織図は別表のとおりとする。 (改廃)</p> <p>第<u>11</u>条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 本規則は、本会設立の日から施行する。</p>	
---	---	--

公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則新旧対照表

新	旧	
<p>公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第7号 2013年4月1日制定</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)の事業を円滑に実施するための委員会及び事業部会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において「委員会」とは、<u>次項の事業部会の運営及び管理を担うため、継続的に</u>設置する機関をいう。</p> <p>2 <u>この規則において「事業部会」とは、本会事業の企画、運営、研究又は調査等の推進を目的として継続的又は期間を定めて設置する機関をいう。</u></p>	<p>公益社団法人北海道社会福祉士会委員会・事業部会の設置及び運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第7号 2013年4月1日制定</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)の事業を円滑に実施するための委員会・事業部会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において「委員会」とは、本会事業の企画・運営・研究・調査等の推進を目的として継続的<u>または</u>期間を定めて設置する機関をいう。</p> <p>2. <u>この規則において「事業部会」とは、本会事業の企画・運営・研究・調査等の推進を目的として、特別会計を設けて、継続的または期間を定めて設置する機関をいう。</u></p> <p>(委員会の区分) 第3条 委員会を次のとおり区分する。 (1) 研究を目的としその企画運営を担う委員会 (2) 本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会 (3) その他、特務事項の遂行を目的としてその一定期間特別に設置される委員会</p> <p>(適用の除外) 第4条 この規則は、既に本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の</p>	

(委員会の設置)

第3条 委員会を新たに設置又は変更するときは、理事又は事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第4条 委員長は、原則として副会長がこれを兼ねる。ただし、これにより難しいときは、理事会において理事の中から選任されるものとする。

2 委員長は、業務運営責任者として、委員会を運営する。

3 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。

4 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。

(委員会の監督)

第5条 委員長は、業務運営監督者として、事業部会を分担して監督する。

(委員長の任期)

第6条 委員長の任期は、本会定款第25条を準用する。

具体的規定が定められていないものについては、この規則を適用するものとする。

(委員会の設置)

第5条 委員会を新たに設置するときは、理事又は事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第6条 委員長は、理事会において原則として理事の中から選任されるものとする。委員長は、組織規則第5条第3項に規定する業務運営責任者として、委員会を運営する。

2 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。

3 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。

(委員会の監督)

第7条 正副会長会議の構成者は、組織規則第5条第2項に規定する業務運営監督者として、委員会を分担して監督する。

(委員長の任期)

第8条 委員長の任期は、本会定款第15条を準用する。

2 理事でない委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えて選任されることはできないものとする。

<p>(委員長の解任)</p> <p>第7条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(委員会の解散)</p> <p>第8条 委員会を終了あるいは解散するときは、予めその理由を明確にして委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(委員会の責務)</p> <p>第9条 委員長は、当該委員会の年度事業計画及び予算並びに次年度事業報告及び決算を別に定める様式により理事会が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員長は、委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。</p> <p>3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。</p> <p>(副委員長)</p> <p>第10条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。</p> <p>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその</p>	<p>(委員長の解任)</p> <p>第9条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(委員会の解散)</p> <p>第10条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2. ただし、第3条第1号及び第3号に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。</u></p> <p><u>3. 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。</u></p> <p>(委員会の責務)</p> <p>第11条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、ならびに次年度事業報告・決算を別に定める様式により会長が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員長は委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。</p> <p>3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。</p> <p>(副委員長)</p> <p>第12条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。</p> <p>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその事務を代行する。</p>	
---	---	--

(部会長の選任)

第15条 部会長は、委員会において原則として理事の中から選任されるものとする。ただし、これにより難しいときは、この限りではない。

2 部会長は、事業責任者として、事業部会を運営する。

3 部会長が欠けたときは、委員会においてすみやかに後任の部会長を選任しなければならない。

4 部会長は、複数の事業部会を兼任しないものとする。

(部会長の任期)

第16条 部会長の任期は、本会定款第15条を準用する。

2 理事でない部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えて選任されることはできないものとする。

(部会長の解任)

第17条 部会長が次の各号の一に該当するときは、委員会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その部会長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他部会長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(部会の解散)

第18条 部会を終了あるいは解散するときは、予めその理由を明確にして委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

(部会長の責務)

第19条 部会長は、当該部会の年度事業計画及び予算並びに次年度事業報告及び決算を別に定める様式により委員会が指定する期日までに作成し、委員長に提出しなければならない。

2 部会長は、当該部会開催の都度遅滞なく議事録を作成

<p><u>し、事務局に保管しなければならない。</u></p> <p><u>3 部会長は、当該部会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて委員会に報告しなければならない。</u> <u>(副部会長)</u></p> <p><u>第20条 部会長は、運営上必要があると認められるときは、副部会長を部会委員の中から選任することができる。</u></p> <p><u>2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその事務を代行する。</u> <u>(個別運営)</u></p> <p><u>第21条 委員長は、以下の事項を所轄する部会について個別に決定し内規運用することができる。</u></p> <p><u>(1) 委員の人数構成</u> <u>(2) 委員の解任・補充</u> <u>(3) 委員の公募方法</u> <u>(4) 委員の任期</u> <u>(5) 委員会の開催方法</u> <u>(6) 部会の設置</u> <u>(7) 議決の方法</u></p> <p><u>2 本会定款第32条第2項の規定により、部会長が部会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき部会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の部会の決議があったものとみなす。</u> <u>(部会員の役割)</u></p> <p><u>第22条 部会員は、当該部会が所管する事業の推進を図るため、他の部会員と協働してその職務を担う。</u></p> <p><u>2 地区支部より推薦された部会員は、常に当該支部の支部長等と連携を図るよう努める。</u> <u>(費用弁償及び謝金)</u></p> <p><u>第23条 部会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める。</u> <u>(改廃)</u></p> <p><u>第24条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければ</u></p>	<p>(改廃) 第17条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければ</p>	
--	---	--

<p>ばならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 __本規則は、本会設立の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、2017年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 .本規則は、本会設立の日から施行する。</p>	
---	---	--